名古屋文理大学
令和6年度自己点検評価書

基準1　使命・目的等

本基準の趣旨
大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とした機関です。とりわけ、専門職大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的としています。大学は、使命・目的を明確に定めるとともに、教育研究上の目的を学則などにおいて明確に定める必要があります。また、それらを、①ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育研究上の目的を達成していくことが求められます。

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
1-1　使命・目的及び教育研究上の目的の反映	1-1-①学内外への周知	「立学の精神」とそれに基づく本学の使命・目的及び教育研究上の目的は学内外へは学則、学生便覧、本学ウェブサイト、大学案内等で公開し周知している。	
	1-1-②中期的な計画への反映	使命・目的及び教育研究目的の達成に向け中長期計画「BSP-15第3期」を策定し、課題の改善・推進するための方策に反映している。	
	1-1-③三つのポリシーへの反映	「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーは「立学の精神」をもとに作成されており、「ビジョン２０１２」に示される本学の使命・目的をそれぞれの方針に反映している。	
	1-1-④教育研究組織の構成との整合性	「ビジョン２０１２」の中の１０項目にまとめられた将来像の中で「人づくり」を第一の項目に挙げている。 教育課程の中でも少人数クラスで実施する「ゼミ教育」「卒業研究」を重視し、個に対応したきめ細やかな教育や基礎学力を高める教育組織体制を構築・整備している。	
	1-1-⑤変化への対応	社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行い、変更の必要がないことを確認した。	

名古屋文理大学
令和6年度自己点検評価書

基準2　内部質保証

本基準の趣旨
評価機構の評価における内部質保証とは、大学が自己点検・評価を行い、その結果と認証評価などの外部質保証の結果をもとにした継続的な自己改善により、教育研究及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することです。自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。評価機構では、内部質保証を重点評価項目として位置付けています。
内部質保証を効果的に実施していく上で、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。また、内部質保証は、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育と研究の質保証と中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施されるとともに、改革・改善のための営みとして行われることも大切です。
加えて、学生や学外関係者（保護者、高校、地方公共団体、民間企業など）の意見・要望を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させていくことも重要です。

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
2-1　内部質保証の組織体制	2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	「自己点検評価規程」を定め内部質保証に関する全学的な方針を明示している。また、学長の下に「自己点検評価委員会」を設置し、毎年度の自己点検・評価活動に全学的に取り組んでおり、内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。	
2-2　内部質保証のための自己点検・評価	2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	外部評価基準に沿った自己点検・評価を実施している。 年度毎に、前期の評価基準に基づく「自己点検評価」を実施し、自己点検評価委員会にて点検・評価を行っている。報告書はエビデンス（データ集）とともに本学ウェブサイトにて情報公開し学内外に告知している。全教職員が共通理解をもち、教育研究、大学運営の改善・向上に努めている。	
	2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	「授業評価アンケート」（教務委員会）、「学生意見箱」（学生生活委員会）、「学生満足感調査」「外部アンケート」（総務・企画課）で、現状把握のための調査・データ収集、分析を行っている。IR委員会を定期的に開催し、教育の質保証の判断材料としている。また、資料は教授会を通じ学科・各種委員会に提供し、活用を促しているI。	
2-3　内部質保証の機能性	2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	授業評価アンケート、学生満足感調査、卒業時アンケート、カリキュラム改善のための学生ヒアリング等を実施し、学生からの意見を聴取している。また、それらの結果に基づき、対応を検討し、改善について学生に適切にフィードバックしている。また、学生食堂及び大学ウェブサイトにて学生意見箱を設置し学生からの意見・要望をくみ上げており、学生の意見は関係部署にて対応を行っている。	
	2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	就職先企業等の学外関係者を対象に三つのポリシーについての意見聴収を行い、その結果について検討している。	学外有識者による外部評価委員会の設置について検討
	2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性	三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映している。毎年度の自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査を踏まえ、文理中長期戦略プランBSP-15Ⅲ期計画（2022～2026年度）の進捗状況の点検を行い、大学運営の改善・向上に活用している。なお、毎年度の自己点検・評価、認証評価の結果は本学ウェブサイトにて公開している。	内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みとその機能性について、学内外に分かりやすく「見せる」工夫が必要

名古屋文理大学
令和6年度自己点検評価書

基準3　学生

本基準の趣旨
教育機関としての大学は、その使命・目的を達成するために必要な規模の学生を受入れ、その成長を促進し、社会で活躍できるための専門的知識・能力を授けることが求められます。本基準は、そのことを達成するための組織的環境を「学生」の観点から確認するものです。
大学が学生を受入れるに当たっては、教育研究上の目的に基づいたアドミッション・ポリシ ーを策定し、それに基づく入学者選抜を適正に行うことが必要です。そして、大学は、入学後に学生が成長できるために必要な学修環境を整備し、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取組むとともに、社会的・職業的な自立のための指導を通じて、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めなければなりません。

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
3-1　学生の受入れ	3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知	アドミッション・ポリシーは適切に策定されており、本学ウェブサイト並びに三つのポリシーを記載した冊子を作成し、周知している。	
	3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	学校推薦型選抜推薦入試（公募・指定校）、総合型選抜（高大接続入試、AO入試、特別入試）のすべての入試において、志望理由書（AO入試はエントリーシート）の提出を出願条件とし、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を正確に評価する体制を整備している。 また、1年生に外部アセスメントを導入し、入学者の学生像を把握するなど、アドミッション・ポリシーに基づき適切な入学者受け入れとなるよう、継続的に検証を行っている。	
	3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	入学定員に沿って適切な学生数を受け入れている。 令和７年度入試において情報メディア学部の入学定員充足率116%は、健康生活学部の入学定員充足率は82%であり、大学全体では入学定員は未充足であった。	入学定員未充足学科について継続的に対応が必要
3-2　学修支援	3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備	教務委員会に教学課長並びに教学課職員2名が委員として参加し、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。	
	3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実	教育補助業務を行わせるためSA（Student Assistant)を活用して授業を行っている。 全学的にオフィスアワー制度を実施している。 「障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）」を設けて学生への合理的な配慮を行っている。 中途退学等については教学課と指導教員が情報共有し、未然に防止できるように対策を講じている。	合理的な配慮を希望する学生が増加傾向であり、対応について検討が必要
3-3　キャリア支援	3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施	教育課程内において、就職委員を中心とする教員がキャリアデザインⅠ・Ⅱの講義を実施している。また、初年次キャリア教育をフレッシュマンセミナーで展開している。さらに、インターンシップを授業科目として設け、学生に積極的な履修を促している。	
	3-3-②キャリア支援体制の整備	キャリア支援センター職員によるマンツーマンサポートを通じて、内定獲得まで徹底した支援を行い、学生の不安解消、就職活動力の向上、志望業界の求人紹介に取り組み、学生満足度の向上に寄与している。 また、3年次後期からキャリア支援センター主導で学科別就職ガイダンスを11回実施し、企業の採用担当者を招聘することで、学生の業界理解・企業理解を深める機会を提供した。さらに、個別企業説明会を21回開催し、就職希望者全員が内定を取得できる環境整備に努めた。	
3-4　学生サービス	3-4-①学生生活の安定のための支援	学生サービス、厚生補導のための組織として学生生活委員会及び教学課を設置している。 学生の心身に関する健康相談は医務室や学生相談室が設置され、医師、看護師、心理相談員が対応している。 本学独自の学内奨学金制度をより充実させるため、第一種奨学金の家計基準見直しや第四種奨学金については同窓会の援助により対象者の拡充を行った。 教学課において日本学生支援機構奨学金の申請支援、クラブ活動支援、大学祭支援などを積極的に行っている。	

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
3-5　学修環境の整備	3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営	校地・校舎は大学設置基準を満たしており、体育館、図書館を含む5つの校舎には講義室、演習室、実験室、実習室を配置し、適切な学修環境を整備している。さらに、より充実した環境を目指し、教室の順次整備を進めている。 教育系サーバを含む情報実習室機器類のリプレースを実施し、サーバをデータセンターに移設することで、電力・災害等に対応するBCP（Business Continuity Plan）対策を強化した。また、リプレースに伴い、Windows PCのOSをすべてWindows 11 Proに更新し、Mac PC教室の増設やAdobeアカウントの追加など、情報実習室環境の充実を図った。 キャンパス全域に無線LAN環境を提供し、情報実習室については授業に支障がないようメンテナンスを実施し、ICT学修環境の整備を継続している。	老朽化に伴い、施設設備の更新について検討
	3-5-②図書館の有効活用	図書館環境整備を行い、図書館利用促進を図っている。 新入生に向けて図書館利用ガイダンスを実施し、図書館資料や施設・設備の利用について周知徹底を図っている。また、教員指定の参考図書や指定図書、学科推薦本、教職・資格・就職本など、テーマごとに配架を行い、利用者が閲覧しやすい環境を整備している。 研究者の負担軽減と研究活動の促進、効率化のために自館にない学術情報の収集・提供を行うなど積極的に研究活動のサポートに努めている。	
	3-5-③施設・設備の安全性・利便性	体育館以外の建物にはエレベータを設置しており上部フロアーへの移動が可能である。、また、各建物にスロープを設置している。バリアフリー化について体育館や個別教室等において改善の余地があるため、今後検討のうえ、年次計画を作成する必要がある。 校舎等の耐震率は100%である。	体育館、実験室、実習室のバリアフリー化について検討

名古屋文理大学
令和6年度自己点検評価書

基準4　教育課程

本基準の趣旨
大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科などごとの教育研究上の目的を明確に定めるとともに、これを達成するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その上で、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の工夫や学修成果の把握・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導などの改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
4-1単位認定、卒業認定、修了認定	4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知	ディプロマ・ポリシーは適切に策定されており、本学ウェブサイト並びに学生便覧・履修の手引きにおいて周知している。	
	4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用	ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適切に定め、周知を行い、厳正に適用している。	
4-2　教育課程及び 教授方法	4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	カリキュラム・ポリシーは適切に策定されており、本学ウェブサイト並びに学生便覧・履修の手引きにおいて周知している。	
	4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性 のあるポリシーとして策定している。	
	4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。 教育課程の編成については、自己点検評価委員会および学部長・部長会で検討・評価を行っている。シラバスは教務委員が点検し、必要に応じて科目担当者に修正を依頼している。 履修単位数の上限は全学で半期24単位とし、進級要件は全学統一で40単位、GPA1.0以上としている。	
	4-2-④教養教育の実施	教務委員会内に教養教育ワーキンググループを設置し、検討しており適切に運用している。	
	4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施	健康栄養学科では、全教員が授業のレベル向上と地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。フードビジネス学科では、産官学連携を推進し、実社会で即戦力となる学生の育成体制を整備している。情報メディア学科では、各教員による工夫を重ね、教育効果の向上に寄与している。 このように、各学科および教務委員会において教授法の改善が図られている。 また、授業を受ける学生数については、教学課および教務委員会で検討し、必要に応じて見直しを行っている。	
4-3　学修成果の把握・評価	4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	学長を中心とした教学マネジメント体制を構築し、全学部等の取り組みについて三つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検・評価の状況を活用した結果、大きな変更はなかった。	
	4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	学生満足感調査をはじめとした学習成果の把握・評価結果を教授会でフィードバックし、教務委員会教育の質保証ワーキンググループにおいて検討している。また、試験終了後成績フィードバック期間を設けその内容を教務委員会で検討している。	

名古屋文理大学
令和6年度自己点検評価書

基準5　教員・職員

本基準の趣旨
教員と職員は、言うまでもなく大学の活動を支える中核的存在であり、組織の整備と個人の職能開発の両面での取組みが求められます。組織の整備については、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、責任と役割を明確にしたうえで権限を適切に分散し、教員と職員をそれぞれに適材適所で配置してこれを十全に機能させる必要があります。個人の職能開発については、教育内容・方法などの改善のためのFD(Faculty Development)や大学運営に必要な資質・能力の向上のためのSD(Staff Development) を通じて効果的に行うことが、大学の諸活動の成果を高める支えになります。
教員の仕事と職員の仕事とを原理的に分けて考えず「教職協働」を図ることで、効果的に大学を運営することも、今日ではますます重要になっています。また、教員の研究活動を適切に支援することも、教育と研究を主な役割とする大学にとっては不可欠なことです。

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
5-1　教育研究活動のための管理運営の機能性	5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	学部長・部長会、学科教員会議、教務委員会を中心とした各種委員会が適切に機能している。自己点検評価委員会、FD・SD会議、教授会などで学長のリーダーシップが発揮できる体制は整備されている。 学長を中心とした教学マネジメント体制を構築し、全学部等の取り組みについて3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検・評価の状況を活用した結果、大きな変更はなかった。	
	5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化	教学マネジメントポリシーを策定して、教学マネジメントを構築し、教授会などの組織上の位置づけ及び役割は「教授会規程」などの各種規則を適切に定め明確にしている。。 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項について学長が「学長裁定」を定め、周知している。	
	5-1-③職員の配置と役割の明確化	運営組織規程により事務分掌を定め役割を明確にし所要の職員を配置している。 職員の採用・昇任については教職員任用規程を定め、適切に運用している。	
5-2　教員の配置	5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	設置基準上必要な教員を確保しており、適切に配置している。 採用、昇格・昇任は「教職員任用規程」「教員採用選考要領」を定め、適切に運用している。	今後、適正な教授数の確保に留意
5-3　教員・職員の研修・職能開発	5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施	全教職員を対象とするFD・SDを年2回開催し、教育・研究・財務・中長期計画の方向性をテーマに報告および協議を行っている。 また、図書情報センターでは名古屋文理大学短期大学部と合同で、教員向け「ICT活用教育講習会」を実施し、計9本の動画を作成した。	
	5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	全教職員を対象とするFD・SDを年2回開催し、教育・研究・財務・中長期計画の方向性をテーマに報告および協議を行っている。 また、公認会計士を招聘し、公的研究費の不正使用防止や改正個人情報保護法に関する専門的知見を踏まえた研修を実施した。さらに、臨床心理士・公認心理師によるメンタルヘルス研修、データサイエンスやAI能力育成の観点から研究委員会主催の研修会も行っている。 事務職員については、地域または全国規模で設置されている大学事業関連団体等の研修会に参加している。	
5-4　研究支援	5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営	教員には研究室を用意し、週1日の「研究日」を設定している。 また、科研費に基づく間接経費や学内研究費の活用により、研究環境は徐々に改善され、研究活動の充実に寄与している。	研究機器の老朽化に伴い計画的な機器整備・更新や教員の時間的余裕の確保、予算的支援など研究環境の整備について検討
	5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用	所属するすべての研究者（本学を本務とする者）に対して、規定により研究倫理教育の受講を義務付けており、e-learningシステムを通じて全研究者が受講済みである。 学生に対しては、文理ワークブックの「レポート・試験・研究倫理」を活用し、研究倫理教育を進めているが、研究倫理遵守の意識徹底については継続的な取り組みが必要である。	学生に対する研究倫理遵守意識の徹底に向けた対応の検討
	5-4-③研究活動への資源の配分	教育・研究以外の業務に多くの人的・時間的資源が割かれており、教員が研究に集中できる時間は十分に確保されていない。このため、外部資金の申請に向けた準備研究にも十分に取り組めず、結果として研究費や研究時間の両面で研究活動が伸び悩んでいる。研究活動に充てる時間と予算の安定的な確保が今後の課題である。	研究活動に必要な時間確保とRA等の人的支援に関する検討

名古屋文理大学
令和6年度自己点検評価書

基準6　経営・管理と財務

本基準の趣旨
大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するためには、法人全体の中期的な計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。
本基準でいう経営・管理と財務とは、主に法人の運営及び財務活動をいいます。大学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性、大学の使命・目的の達成に向けての理事会の機能、法人及び大学の管理運営の円滑化とチェック機能の強化などがますます重要になってきています。
学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的及び教育研究上の目的の達成を目指す中期的な計画も、適切な財務計画と一体になって初めて実効性を持ち得ます。大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために、財務基盤の確立と適正な会計処理は避けて通れないことです。

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
6-1　経営の規律と誠実性	6-1-①経営の規律と誠実性の維持	私立学校法及び寄附行為に基づき、各種規程を策定し、適切な運営を誠実に行っている。 教学マネジメント指針に基づき各ポリシーを策定し、学修者本位の教育を実現するための教育改善に取り組みながら、情報公開を適切に行っている。 自己点検評価委員会の下で、全学的な事業の評価・改善に努めている。 また、私立学校法に基づき、各種規程に沿って内部統制システムを適切に整備している。さらに、文理中長期戦略プラン「BSP-15」第Ⅲ期計画（2022～2026年度）に対応する財務計画を策定している。	
	6-1-②環境保全、人権、安全への配慮	個人情報の保護に関する規程、公益通報に関する規程、ハラスメント防止に関する規程を設けて、個人情報並びに人権保護に配慮し運営している。 リスクアセスメントシートを用いて、影響度、発生可能性の分析をふまえてリスク評価を行った。今後は、内部統制システム整備の基本方針に則り、各種規程に基づいた運用を行う。	
6-2　理事会の機能	6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	私立学校法、寄附行為に基づいて理事会が使命・目的達成に向けて意思決定機関として機能している。理事会を定期的に開催し、適切に運営している。私立学校法、寄附行為に基づいて理事の選任を適切に行っている。 令和6年度は、理事会6回、評議員会3回を開催した。役員の出席状況は良好であり、欠席者においては、事前に審議事項に関する意思表示を得て、議決数を確保している。理事は寄附行為に則り適正に選出を行い、定数を満たしている。	
	6-2-②使命・目的の達成への継続的努力	私立学校法、寄附行為に基づいて理事会は定例並びに必要に応じて開催され、大学の使命・目的を達成するために継続的な審議及び努力をしている。 立学の精神・使命目的に沿っての文理中長期戦略プランBSP-15を単年度の事業計画に分け、各種課題に取り組んでいる。未達のものについては、継続して取り組んでいる。	
6-3　管理運営の円滑化とチェック機能	6-3-①法人の意思決定の円滑化	私立学校法、寄附行為に基づいて理事会と評議員会を適切に運営している。学科教員会議や教授会傘下委員会及び運営委員会においては、特に教学面における情報交換を行っている。教授会においても学科報告事項を取り上げ意見を求めている。これら複数の会議を活用して意見等の共有を図っている。 法人（管理部門）と大学（教学部門）の連携については、学部長・部長会議や学園会議、教授会を通じて意思疎通が図られている。 理事会審議事項に関する最終意見を学園会議の主たる議事とし、理事長の諮問機関として機能している。	
	6-3-②評議員会と監事のチェック機能	監事並びに評議員は私立学校法及び寄附行為、評議員会規程に則り適正に選出を行い、定数を満たしている。 監事は、会計監査人と連携し、学内業務と財産の状況を監査している。評議員会においては、寄附行為に則り組織されている。予算、事業計画及び人事等の重要案件については評議員会への諮問ののち、理事会で議決している。令和6年度においては、一部の評議員において一度も評議員会に出席していない評議員がいた。	評議員会への参加促進

6-4　財務基盤と収支	6-4-①財務基盤の確立	併設の短期大学部は収容定員が大きく下回っており、財務状況の改善が課題となっている。一方、大学を含む学園全体では、運用資産余裕比率が全国平均を上回り、借入金はなく、現金化可能な資産の割合も大きい。また、運用資産で総負債をすべて充当することを可能にしており、有形固定資産も自己資金で調達している。	財政基盤の安定化を図るための入学者確保
	6-4-②収支バランスの確保	併設の短期大学部は収容定員が大きく下回っており、短期大学部の収支バランスは赤字が続き、学園全体の収支にも大きな影響を及ぼしている。 一方、寄附金募集活動の充実を図るため、特定公益増進法人の指定に加え、税額控除対象法人の指定を受けている。寄附金募集リーフレットを作成し、目標としていた寄附者数および寄附金額を達成した。	入学者確保の強化と外部資金獲得のための継続強化
	6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営	BSP-15第Ⅲ期計画にもとづく財務計画を策定している。 併設の短期大学部は収容定員が大きく下回っており、収支バランスの改善が課題となっている。経営改善計画に基づき、段階的に短期大学部の入学定員を減らし、適切な財務運営を目指している。	経営改善計画の進捗管理と定期的な見直し
6-5　会計	6-5-①会計処理の適正な実施	監事及び会計監査人の監査を受け、適正に執行している。 会計年度終了後、2ヶ月以内に資産総額変更登記を行い、文部科学省に報告している。	
	6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施	監事及び会計監査人の監査を受け、適正に執行している。 会計年度終了後、2ヶ月以内に資産総額変更登記を行い、文部科学省に報告している。	